

動 産 調 査 算 定 要 領

第 1 章 調 査

(調査)

第 1 条 動産要領第 2 条第 5 号に規定するピアノについては、種別、数量及び階別を調査するものとする。

(調査表)

第 2 条 仮住居において保管を要すると認められる一般動産については、() 内書き等により容易に区分することができるよう集計すること。

第 2 章 算 定

(動産移転料の見積)

第 3 条 家畜等の特殊な動産については、その移転等に係る輸送費等について見積書を徴するものとする。この場合における輸送距離は 4 km とする。